

私立高等学校設置認可等審査基準

平成23年4月1日制定

令和4年7月15日改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 私立高等学校（以下「高等学校」という。）の設置の認可、学科の設置の認可及び廃止の認可、収容定員に係る学則の変更の認可並びに廃止の認可については、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の規定によるほか、この審査基準の定めるところによるものとする。

第2章 設置の認可

第1節 総則

(名称)

第2条 高等学校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の既存の学校と同一又は紛らわしい名称を用いないものとする。

(開設の時期)

第3条 高等学校の開設時期は、4月1日とする。

(規模)

第4条 高等学校の学級数は、原則として6学級以上とする。

第2節 学科

(学科の種類)

第5条 高等学校の学科は次のとおりとする。

- (1) 普通教育を主とする学科
- (2) 専門教育を主とする学科
- (3) 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

第6条 前条第1号に定める学科は、普通科その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科とする。

2 前条第2号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農業に関する学科
- (2) 工業に関する学科
- (3) 商業に関する学科
- (4) 水産に関する学科

- (5) 家庭に関する学科
- (6) 看護に関する学科
- (7) 情報に関する学科
- (8) 福祉に関する学科
- (9) 理数に関する学科
- (10) 体育に関する学科
- (11) 音楽に関する学科
- (12) 美術に関する学科
- (13) 外国語に関する学科
- (14) 国際関係に関する学科
- (15) その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

3 前条第3号に定める学科は、総合学科とする。

(学科の名称)

第7条 高等学校の学科の名称は、学科として適当であるとともに、当該学科に係る学校教育法施行規則第103条の2各号に掲げる方針（第20条において「方針」という。）にふさわしいものとする。

第3節 編制

(授業を受ける生徒数)

第8条 同時に授業を受ける1学級の生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(教職員)

第9条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。ただし、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。

2 高等学校に置く副校長及び教頭の数は当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに1人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を40で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。

3 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることができる。

4 高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

5 学級数（通信制の課程を置く高等学校にあつては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を300で除して得た数（1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）とを合計した数）が12学級以上の高等学校には、司書教諭を置かなければならない。

6 高等学校には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

(養護教諭等)

第10条 高等学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の

養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

(実習助手)

第11条 高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

(事務職員の数)

第12条 高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。

第4節 施設及び設備

(一般的基準)

第13条 高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎の面積)

第14条 校舎の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は学科の種類にかかわらず、別表第1に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(運動場の面積)

第15条 運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、8,400平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校舎に備えるべき施設)

第16条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

(1) 教室（普通教室、特別教室等とする。）

(2) 図書室、保健室

(3) 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

(その他の施設)

第17条 高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第18条 高等学校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第19条 高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第5節 関係機関等との連携協力

(関係機関等との連携協力体制の整備)

第20条 高等学校は、当該高等学校に置く学科に係る方針を踏まえ、当該学科における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、当該高等学校が所在する地域の行政機関、事業者、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）、国の機関、国際機関その他の関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に努めなければならない。

(学際領域に関する学科における関係機関等との連携協力体制の整備)

第21条 普通教育を主とする学科のうち、学際的な分野に関する学校設定教科（学校教育法施行規則別表第3（1）及び（2）の表の上欄に掲げる各教科以外の教科をいう。以下同じ。）に関する科目を開設する学科（次項において「学際領域に関する学科」という。）を置く高等学校は、当該科目の開設及び実施その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施を図るため、大学等、国の機関又は国際機関その他の国際的な活動を行う国内外の機関若しくは団体との連携協力体制を整備するものとする。

- 2 学際領域に関する学校を置く高等学校は、前項の連携協力体制の整備に関し、関係機関及び関係団体との連携協力が円滑に行われるよう、連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域社会に関する学科における関係機関等との連携協力体制の整備)

第22条 普通教育を主とする学科のうち、地域社会に関する学校設定教科に関する科目を開設する学科（次項において「地域社会に関する学科」という。）を置く高等学校は、当該科目の開設及び実施その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施を図るため、当該高等学校が所在する地域の行政機関又は事業者その他の地域の活性化に資する活動を行う機関若しくは団体との連携協力体制を整備するものとする。

- 2 地域社会に関する学科を置く高等学校は、前項の連携協力体制の整備に関し、関係機関及び関係団体との連携協力が円滑に行われるよう、連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第6節 設置認可前の生徒募集

第23条 設置認可前の生徒募集は、原則として禁止する。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- (1) 高等学校設置計画の承認を受けたこと。
- (2) 高等学校設置認可申請書の提出があること。
- (3) 校舎等の建設工事が進行しており、開設予定年度の開校が確実と認められること。

- 2 前項ただし書の場合においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 募集要項に「年 月 日開校予定（認可申請中）」と明示すること。
- (2) 募集人員は、学則上の入学定員を明示すること。

- (3) 入学案内及び募集広告の内容については、教育方針、授業内容等の情報が正確に記載され、かつ、入学希望者等に誤解を与えることのない適正なものとする。

第3章 設置の認可以外の認可

第1節 学科の設置の認可及び収容定員に係る学則変更の認可

第24条 高等学校の学科の設置及び収容定員に係る学則の変更に当たっては、第3条から前条までの規定に適合していなければならない。

第2節 廃止の認可

(学科の廃止の認可)

第25条 高等学校の学科の廃止に当たっては、在籍する生徒及び教職員の処遇が適切に処置され、かつ、指導要録等の関係書類の引継ぎが確実でなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(学校の廃止の認可)

第26条 高等学校の廃止に当たっては、次に掲げる要件に適合していなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 在籍する生徒及び教職員の処遇が適切に処置されていること。
- (2) 校地、校舎、校具、教具等の処置が適切であること。
- (3) 指導要録等の関係書類の引継ぎが確実であること。

第4章 申請手続等

(学校の設置認可申請手続等)

第27条 高等学校の設置の認可を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、別表第2に掲げる期限までに、高等学校設置計画書及び高等学校設置認可申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、計画書の内容を審査し、青森県私立学校審議会に協議するものとする。
- 3 知事は、青森県私立学校審議会との協議の結果を計画書の提出のあった日から起算して50日以内を標準として申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、申請書の内容を審査し、青森県私立学校審議会に諮問するものとする。
- 5 知事は、高等学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、開設しようとする年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

(学科の設置認可申請手続等)

第28条 高等学校の学科の設置の認可を受けようとする者は、別表第3に掲げる期限までに、高等学校学科設置計画書及び高等学校学科設置認可申請書を知事に提出しなければならない。

2 前条第2項から第5項までの規定は、高等学校の学科の設置の認可の場合に準用する。この場合において、同項中「開設しようとする年度」とあるのは「設置しようとする年度」と読み替える。

(収容定員に係る学則変更認可申請手続等)

第29条 高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、別表第4に掲げる期限までに、高等学校の収容定員に係る学則変更計画書及び高等学校の収容定員に係る学則変更認可申請書を知事に提出しなければならない。ただし、高等学校の収容定員に係る学則の変更が減員によるものであるときは、計画書の提出を要しない。

2 第27条第2項から第5項までの規定は、高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可の場合に準用する。この場合において、同項中「開設しようとする年度」とあるのは「変更しようとする年度」と読み替える。

(廃止認可申請手続等)

第30条 高等学校の学科の廃止又は高等学校の廃止の認可を受けようとする者は、廃止しようとする日の60日前までに、高等学校学科廃止認可申請書又は高等学校廃止認可申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、申請書の内容を審査し、直近の青森県私立学校審議会に諮問するものとする。

3 知事は、当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

附 則

この審査基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この審査基準は、令和4年7月15日から施行する。

2 この審査基準の施行の際現になされている申請については、なお従前の例による。

別表第1 (第14条関係)

| 収容定員 | 面積 (平方メートル) |
|--------------|--|
| 120人以下 | 1,200 |
| 121人以上480人以下 | $1,200 + 6 \times (\text{収容定員} - 120)$ |
| 481人以上 | $3,360 + 4 \times (\text{収容定員} - 480)$ |

別表第2 (第27条関係)

| 提出書類 | 提出期限 |
|------|------|
|------|------|

| | |
|-------------|--|
| 高等学校設置計画書 | 開設しようとする年度の前々年度の1月31日（校舎等の建設を要しないときは、開設しようとする年度の前年度の5月31日） |
| 高等学校設置認可申請書 | 開設しようとする年度の前年度の9月30日 |

別表第3（第28条関係）

| 提出書類 | 提出期限 |
|---------------|--|
| 高等学校学科設置計画書 | 設置しようとする年度の前々年度の1月31日（校舎等の建設を要しないときは、設置しようとする年度の前年度の5月31日） |
| 高等学校学科設置認可申請書 | 設置しようとする年度の前年度の9月30日 |

別表第4（第29条関係）

| 提出書類 | 提出期限 |
|------------------|--|
| 収容定員に係る学則変更計画書 | 変更しようとする年度の前々年度の1月31日（校舎等の建設を要しないときは、変更しようとする年度の前年度の5月31日） |
| 収容定員に係る学則変更認可申請書 | 変更しようとする年度の前年度の9月30日 |